- (2)連絡先の電話番号
- 対象事業の名称 (3)
- 環境の保全の見地からの意見の要旨(日本語により、意見の理由を含めて記載す (4)ること。)
- 公述に関する注意事項
 - 公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるとき (1)は、公述人の意見を述べる時間を定めることがある。

 - 公述人は、日本語により陳述するものとする。 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。 公聴会において発言できるのは公述人に限るものとし、その発言は前記5の範囲 (4)を超えてはならない。
- 傍聴について

傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、事務局 の指示に従い、会場に入ることができる。

入場は受付順とし、200人程度入場できる。

なお、開催場所には駐車場がないので、公共交通機関を利用のこと。

開催の中止について

前記6の公述の申出がない場合には、開催を中止する。

問合せ先 10

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県環境生活部環境政策課環境審査班

電話 096-383-1111

熊本県公告第891号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10 年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

- 1 申請年月日
 - 平成 14 年 11 月 13 日
- 2 名称
 - 特定非営利活動法人こころみ会
- 3 代表者の氏名
 - 北岡 司
- 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市画図町大字下無田 1622 番地

定款に記載された目的

この法人は、障害の種別にとらわれず、様々な障害を持った方々に対して、生活意欲 の向上と社会参加及び社会への啓発活動に関する事業を行うとともに、その家族である 介護・子育て者に対して、介護、育児の負担の軽減に関する事業を行い、全ての人々が 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第892号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195 号) 第113条の2第3項の規定に基づき、この旨公告する。

平成 14 年 12 月 6 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

事 業 名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用排水	上益城中央(平	平成 13 年 11 月 7 日	平成 14 年 2 月 20 日	熊本県
施設	田・砥川)			
農用地の保全	上益城中央(小	平成 13 年 10 月 12 日	平成 14 年 3 月 29 日	熊本県
	池)			

登載依頼

熊本県収用委員会公告第 21 号

に よる通

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地 所有者

氏名 山下耕司(持分 45360 分の 21)